

平成27年第4回定例会議事日程（第2号）

平成27年12月9日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第56号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第57号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第58号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第61号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第62号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第63号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第64号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第65号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合同規約の変更について
- 日程第12 議案第66号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

平成27年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成27年12月9日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	12月9日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 今富壽一郎	会計管理者 田中 修
	教 育 長 園田 陽一	住 民 課 長 瀬口 浩
	総 務 課 長 守口 英伸	健康福祉課長 上西 裕
	企画財政課長 奥田 健一	産業建設課長 赤尾 慎一
	税 務 課 長 峯本 安昭	上下水道課長 赤尾 肇一
	教 務 課 長 江河 厚志	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志
	書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第56号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。

平成25年5月31日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づく個人番号を利用した事務が平成28年1月1日から始まります。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供については、あらかじめ番号法で限定的に定められた範囲で行うことが原則となっております。

しかし、社会保障分野においては、地域独自の行政サービスも多く展開されております。番号法で利用、提供が可能となった事務においては、事務の簡素化、住民負担の軽減が図れても、法で定められていない地方単独事業などについて、従来どおりの手続が残るとすれば、住民、行政、双方にとって番号制度導入による効果は限定的となります。

そこで、番号法第9条第2項及び第19条第9号において、地方公共団体が条例で定めるところにより、独自に個人番号の利用及び特定個人情報の提供ができる旨定められております。

吉富町におきましても、この趣旨を踏まえ、独自に利用できる範囲をこの条例で定めるものがございます。

それでは、条を追って説明をいたします。

第1条、（趣旨）この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。第1条の規定は、番号法に基づき、町が独自に行う個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるという趣旨規定でございます。

第2条、（定義）この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第1号、個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号をいう。この規定は、12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーを示しております。第2号、特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。これは、12桁の個人番号をその内容に含む個人情報でございます。第3号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。これは、個人番号を利用する事務を処理する者及びその事務の全部または一部の委託を受けた者でございます。第4号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報ネットワークシステムをいう。これは、国や地方公共団体等で特定個人情報を安全、効率的にやりとりするための情報システムで、総務大臣が設置し、管理するものであります。地方公共団体においては、平成29年7月から本格的な運用が始まる予定となっております。

第3条、（町の責務）町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国と連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。この3条では、町の責務を規定しております。番号法第5条において、社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められておりますが、町においても独自利用できる範囲を定めるに当たり、改めて本条において、広く住民へ町の責務を明示するものでございます。

第4条、（個人番号の利用範囲）法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務、それが1つ目です。2つ目、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、及び3つ目、町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。この第4条第1項の規定は、独自利用事務について規定をしております。社会保障、税、災害に関する事務で、番号法で定められた利用事務、いわゆる法定利用事務と密接にかかわり、個人番号を利用することで事務処理の効率化や手続の利便性が向上すると考えられるものについて定めております。

4ページをごらんください。まず1つ目の、別表第1の左欄に掲げる機関が行う、同表右欄に掲げる事務というのがございます。まず例で見ますと、1、町長が行う吉富町乳幼児医療の支給に関する条例（昭和49年条例第20号）による医療費の支給に関する事務であって、規則で定めるものが独自利用できるものであります。以降、5番の教育委員会が行う吉富町児童就学援助

規則による就学援助に関する事務であって、規則で定めるもの、この5つを1つ目の独自利用として定めております。

次の2つ目ですけれども、別表第2の左欄に掲げる機関が行う、同表中欄に掲げる事務といたしまして、1、町長が行う予防接種法による予防接種の実施、給付の支給または実費の徴収に関する事務であって、規則で定めるものが独自利用できます、から8ページの14、町長が行う吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって、規則で定めるものまでの重要事務について独自利用ができるというふうに定めるものでございます。

最後に3つ目ですが、町長または教育委員会が行う、法別表第2の第2欄に掲げる事務とありました。これについては、番号法の別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、町長または教育委員会が行うとされている32の事務について独自利用ができるという旨定めるものであります。

なお、これらの事務以外でも、独自利用することによって住民の利便性の向上や行政の効率化につながると思われるものについては、随時検討の上、条例改正の手続を経て、独自利用事務に追加していくというふうに考えております。

第2項、別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

この第2項の規定につきましては、第1項で定めた独自利用事務にある特定個人情報の同一機関内利用、いわゆる庁内連携について規定をしております。独自利用事務は個人番号を使用することができますが、番号法の規定においては、複数の事務をまたがって、特定個人情報を情報連携して利用することは想定しておりません。あくまでも1つの事務において個人番号を利用することのみが認められております。そのため、1つの事務を処理するために利用する特定個人情報を庁内で行う他の事務を処理するために利用するためには、条例に規定する必要がございます。

4ページの別表第2をごらんください。別表第2の左欄に掲げる機関は、同表中欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって、当該機関が保有するものを利用することができるものと定められております。具体的には、見ますと、1、町長部局の機関は、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給または実費の徴収に関する事務であって、規則で定めるものの事務を処理するため、生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金に関する情報であって、規則で定める特定個人情報であって、町長部局の機関が保有するものを利用することができます。以下、8ページの14番まで、14の庁内連携できる事務をこの項で定めております。

後段のただし書きにつきましては、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用し

て提供が受けられる特定個人情報については、庁内連携で情報の提供をしてはならないという規定であります。情報提供ネットワークシステムでは、情報提供のやりとりが記録されます。また、本人がその記録を確認することができます。庁内連携ではそのやりとりが記録されないことも考えられますので、法の趣旨に沿って、情報提供ネットワークシステムで提供が受けられる情報は必ずそこから受けるものとするものでございます。

第3項、町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りではない。この第3項の規定は、第1項で定めた番号法別表第2の2、別表第2の第2欄に掲げる独自利用事務において、特定個人情報の同一機関内利用、いわゆる庁内連携について規定をしております。後半のただし書きにつきましては、前項と同じ趣旨でございます。

第4項です。第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。この第4項の規定は、住民の利便性の向上のため、添付書類の提出を省略する規定でございます。

第5条、（特定個人情報の提供）法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

番号法第19条では、特定個人情報の提供の制限について規定をしております。特定個人情報の提供が認められるものは、第19条の7号で、番号法別表第2で定められている範囲で、情報提供ネットワークシステムを利用して提供する場合、また、同じく同条第9号で、地方公共団体が条例で定める範囲で、同一地方公共団体内の他の執行機関へ特定個人情報の提供をする場合などでございます。この第5条第1項の規定は、同一地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供する範囲を定める規定でございます。

8ページの別表第3をごらんください。別表第3の第1欄に掲げる、1、教育委員会が、同表の第3に掲げる町長部局に対し、同表の第2欄に掲げる学校保健安全法による医療に要する費用について、援助に関する事務であって、規則で定めるものを処理するために必要な同表第4欄に掲げる生活保護関係事務であって、規則で定めるもの、地方税関係情報であって、規則で定めるもの、及び児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって、規則で定めるもの

の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる町長部局の機関が当該特定個人情報を提供するときは可能ですよという規定になっております。あわせて、9ページの吉富町児童就学援助規則による就学援助に関する事務であって、規則で定めるものをあわせて、2つについて独自提供ができるというふうに定めているものでございます。

第2項、3ページに戻りまして、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。この規定は、第4条第4項の趣旨と同じでございます。

第6条、（規則への委任）この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。別表は、全て規則で定めることというふうにしてしておりますが、現在各課において精査をしているところでございます。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手し、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まず、非常に理解なかなか難しいんですが、説明の中に、独自にという言葉が何回も出ましたですね。それについての考え方をお尋ねします。独自にちゅうのは、町で、町長名なり教育長名でこの番号を何か利用する、事務のために利用するのは町の独自だと。どっかにお伺いをたてて、これをこちらに知らしめていいかとかちゅう、利用していいかというようなことじゃない、独自で、そういう意味の独自だということではよろしいんでしょうか。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど説明でも申し上げましたが、番号法で使用する範囲を限定的に定めております。それぞれの町で独自で、社会保障分野においてはそれぞれのサービスが展開されておりまして、それを規定しないということは、番号法の制度の趣旨に限定的になってしまいます。そこで、法律において、町で独自で定めたものについては認めますよというふうになさ

ております。

しかし、この条例で定めましても、平成29年7月から情報提供ネットワークシステムが開始されて、情報のやりとりがそこで行われるようになります。その情報のやりとりを行うためには、国の特定個人情報保護委員会の規則でいいですよというふうに定めておらなければいけないようになっております。今回この条例を可決していただきましたら、その特定個人情報保護委員会に、こういうものを町で独自で利用して、情報ネットワークシステムを活用したいというふうに申請をいたします。そこで、規則でよろしいですよとなったときに、初めてなるようになるというふうに法律で定められております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今ちょっと同僚議員が独自部分にということでお聞きし、今答弁がありました。まず、今総務省がそちらに出してからじゃないと使えるようにはならないという説明だったんですが、その前に1個ちょっと根本的に質問があるんですけど、今回町独自にという形で制定をこれだけ数出してきてます。これは誰がこれを選出したんでしょうか。どういう形で選出をしたんでしょうか。どういう形でこれだけのものを決めたんですか。そこら辺のことを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この独自利用を決めるに当たりましては、番号法で定められた利用事務、いわゆる法定利用事務と密接にかかわり、個人番号を利用することで事務処理の効率化や手続の利便性が向上すると考えられるものについて、町全体で各課と協議しながら決定をいたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 各課が自分のところでこういうのを使ったらどうかという形で申請というか、提出したのを集約したものだと思うんですね。

ただ、これまだ始まったばかりで、まだ職員たちもまだ研修を受けてる最中ですから、まだしっかり皆さんが把握してるとはちょっと思えないんですね。ということは、まだふえる可能性はあるということよろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 説明でも申し上げましたが、そういった利便性の向上が認められる事務につきましては、今後検討の上、条例手続を経た上で追加をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） このマイナンバーなんですけども、12桁の番号ということで、間違える可能性というのはあると思うんですよね。この間違いを発見するようなシステムはどうなってるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1月1日から申請書にマイナンバーを記載してもらうようになります。その際は必ず本人確認、マイナンバーカードを示してもらって、なおかつ本人を確認しなさいというふうになっておりますので、そのカードを見ながら書いてもらいますので、間違えないようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そういった間違いもあるかと思うんですけども、入力する際に1つ番号を間違ったら、全然間違ってしまうよね。その間違った番号のままいろんなことが推移していく中で、その状況の中で間違いであるということを知るようなシステムというのはないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 間違わないように慎重に手続を踏んでいきたいと思えます。そのためにカードを提示して、それを見ながら番号を書いていただく。なおかつ本人が間違いないかというものを確認します。そういった手続を踏んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、本人さんの間違いとかいろいろ聞きましたけど、これちょっと聞きたいんですけど、今、先ほど言ったように、職員さんもまだ把握できていない、私自身もまだ把握できていないんですが、これだけのサービスが受けれるというか、町としてこれだけのことをしますよというのをどのような形で町民に知らしめる予定なのか、わかったら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

これは必ず申請書を提出したのものになってくると思えます。申請書の中にマイナンバーを記載する欄があった場合は、この番号を利用するということになります。当然、こういった手続については添付書類が不要ですよというようなお知らせはしていかなければならないというふうには

思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 例えば今までだと、住所と名前とか年齢とかというのが明らかになっていると思うんですけども、行政、役場の職員の側で、番号がそこに出てきて、その名前とか住所とか、そういったのはわかるのでしょうか。例えば吉富町の場合、とても狭くて人口も少ないから、どこどこ住所のだれそれっていうと、顔が浮かんでくる場合って結構あると思うんですね。でも、番号だとそれがわからないから、間違いが間違いって気づきにくいと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは議員さんおっしゃるとおり、番号にひもづいてるものは、例えば100番の番号の所得はこうですよというのしかひもついてません。ですから、番号が間違ったら、本当は100番の人の所得100万円なんですけども、99番で打ってしまったら、99番の人が100万所得があるというふうに認識してしまいます。そういったものがございしますので、番号法において、さっきから何回も申し上げてるように、申請するときは必ず自分の番号を提示して、本人であるという確認を得た上で記載をします。ですから、役場、地方公共団体の職員の責務というものは重要になってきます。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう一つ、同一機関内でしたか、同一機関内ということは、吉富町の、この庁舎内ということだろうと思うんですが、そのところをお伺いしたいんですね。同一庁舎内での添付ちゅうんですか、番号の添付は、何やったですかね、庁内で提供してはならないと、何かそういうような説明をしたような気がするんです。ちゅうのが、その前は、記録がどんどん残っていくから、誰がどのように携わったかちゅうのが記録されるんだと。しかし、今たしか、同一庁舎内での提供はしてはならない。それは記録されないことがあると、ちゅうような説明が先ほどあったと思うんですが、その辺ちょっと理解がうまくできないんで、その辺ちょっともう一度ゆっくりお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 番号法におきましては、あくまでも1つの事務において個人番号を利用することのみが認められております。したがって、その情報を町長部局の他の業務に使用することができません。番号法ではそれができません。そこを利用するために、この条例で利用できますというふうに定めるものでございます。それは同一機関内、庁内連携の利用です。

あと一つ、教育委員会部局、これにつきましては提供になります。利用ではなくてですね。町長部局から教育委員会部局に提供をする。提供につきましては、ここでいう第5条で定めております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 先ほどの答弁の中で、1月1日から申請書を書いて、間違いのないようにまず番号を提示して、なおかつ本人であるということを確認するもの、その本人であるものを確認するというものはどういうものがあるのでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず最初に、顔写真がついた公共機関が発行したもの、例えば免許証ですね、それであれば1点でいいです。もう一つの方法として、そういったのを持ってない方については、官公庁ですね、公共団が発行したものプラス1点と、2点確認することになってます。何が考えられるかという、やはり保険証ですね、保険証と、例えば保険証とそれ以外で何か、それはもう何でもいいんですけども、保険証と何か、自分の名前、住所、名前が書かれているものがあれば、その2点で確認します。顔写真がついていて、公共的な機関が出している免許証とかは1点、それがない方は、公共機関が出してる、住所、名前等が載ってるものとプラスもう1点で確認をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） あえてですけど、運転履歴経歴書とか、そういう類いのものがそれに充当するちゅうことですね。免許証を返納したときにくれるじゃないですか。それと住民課で、そんなのが該当するちゅうことですね。あえて聞いてるだけです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 運転履歴証明書というのは、ちょっと知らないんですけども、先ほど言ったように、顔写真がついている公共機関が発行したものは1点、そうでなければ、保険証とかそういったものプラスもう1点というふうになってます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ちょっと1点確認したいんですけど、12桁で書類を申請するときに番号を打ち込んでいきますよね。そのときに1つ間違えば、先ほど言っただけのように、100番で年収100万の方、99番で打ったら100万になるという話をされてましたけど、そういった場合、エラーというのは出ないんですかね。例えば12桁の番号があつて、1番から

12番まで、その途中で例えば番号を間違えて打ったというときに、エラーというのは出ないのか。そのまま続行で番号が、その番号が、例えば途中の番号を間違えて入力していったと、そういうことももちろん考えられますよね、入力するときにですね。番号を12桁番号で1つ間違えることによってエラーが出ないのか、そのまま作動するのかというのをちょっと確認、お聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのまま稼働するというふうに私は認識しております。したがって、窓口で厳重なチェックを行う必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ソフトでエラーが出るようなそういうソフトはないんですかね。例えば大きな問題になると思うんですよ。課題でしょうけど、間違いないようにお願いします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のは大人というか成人、未成年者とかいうのは、その本人確認はどうなんでしょうかね。お聞きでした。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 同じような、先ほど申し上げたような本人確認になると思います。ただ、例えば給与の扶養に入れるので提出しますといった場合は、家族の者は提出していいというふうになっております。例えば、お父さんがお子さんの分のマイナンバーを記載して、給与支払い者に提出する場合は、確認する必要はないというふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 挙手をしてもらいたいけど、もう是石さん3回済みました。誰かほかにかわって。（「違う話です」と呼ぶ者あり）違う話。（「まあいいや、委員会で尋ねます」と呼ぶ者あり）そうしてください。（「1点だけ確認」と呼ぶ者あり）3回目やけど、ちゃんと立って、手挙げて。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど是石議員が聞きよったところでちょっと1点よくわからんやったけん、是石議員が聞いた内容をちょっと1点だけ確認させて。さっき、ネットワークシステムを使ったときに履歴が残るちゅう話をしとったよね。履歴が残るから、ほかの部局で、やけえ、要はここでワンクリックすればワンカウントされる。それをそのままその次の部署にやってしまうと履歴が残らんから、けど、この条例でそれはできるようにするちゅう話やったんかね。違うよね。そうすると、履歴に残らないからそれはだめですよという形のものなんよね、たしか。ちゅうことじゃないんか、違うんかな。そこだけちょっと、さっきわかりにくかった、説明が。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 誰がどのような特定個人情報を活用したかというものが自動的に記録されるようになってます。それは情報提供ネットワークシステム上の話です。本人はマイナポータルというもので、それが自分の情報がどういうふうを活用されたかというのを見ることができます。

ただ、庁内連携の場合は、その情報提供ネットワークを活用しないでやりとりするケースが考えられますので、そこの情報提供ネットワークシステムを活用して見れるものについては、庁内連携をせずに、そこを必ず使用してくださいという意味です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 他の議員さんではありませんか。もう3回を超えてる方は、今度は委員会のほうでしっかり聞いてください。

じゃあ、ほかに質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3. 議案第57号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。さきの議案と同様に、番号法に基づく個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されます。これに伴い、番号法の趣旨を踏まえ、本町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、本条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、2条立てとなっております。第1条といたしまして、来年1月1日から個人番号の利用開始に伴う一部改正、第2条といたしまして、平成29年7月から予定されている、国の情報提供ネットワークシステムの運用に合わせた一部改正というふうになっております。

それでは、条を追って説明をいたします。議案書 11 ページと資料ナンバー 1 の新旧対照表 1 ページからあわせてごらんいただきたいと思います。

吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例。第 1 条、吉富町個人情報保護条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。目次中、「個人情報の開示及び訂正の請求等（10 条～第 19 条）」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（10 条～第 19 条の 5）」に改める。この規定につきましては、個人情報の利用停止の請求を定める規定が本条にあるため、新たに設けるため、目次を制定するものでございます。

次、第 2 条中、第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。第 4 号、保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記載されてるものに限る。この規定は、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、新たに第 4 号として保有特定個人情報を定義するものであります。保有特定個人情報とは、実施機関が保有している 12 桁の個人番号をその内容に含む個人情報でございます。

第 6 条の 2 を第 6 条の 3 とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。これにつきましては、新旧対照表の 2 ページになります。第 6 条の 2、（特定個人情報の利用の制限）実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。第 2 項、前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

この規定につきましては、番号法及びさきの議案第 56 号で、特定個人情報を利用できる範囲を定めております。本条では、それ以外での利用を制限するという規定を改めて示しているものでございます。第 2 項の規定は、例外規定です。個人番号を含まない個人情報は、本条例第 6 条の規定により、本人の同意があるときは、目的外利用をすることができます。しかし、個人番号をその内容に含む特定個人情報は、番号法で定める一部の例外を除いて、一切の目的外利用を禁止しております。この第 2 項の規定は、その番号法で定める例外規定でございます。本条例においても、その旨規定するものでございます。

「第 3 節個人情報の開示及び訂正の請求等」を「第 3 節個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等」に改める。目次の改正でもありましたが、個人情報の利用停止の請求を定める規定を新

たに設けるものでございます。

第10条第2項中、「法定代理人」の次に、「（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。この規定は、特定個人情報の開示、訂正、利用停止を代理請求できる者の範囲は、番号法では拡大をされております。法定代理人のほか、任意代理人が本人にかわって請求をすることができます。本条例においても、その旨を規定するものでございます。

第11条第2項中、「法定代理人」の次に、「（特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。第10条第2項の改正と同じ趣旨でございます。

第14条に次の1項を加える。第3項、特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る費用を減額し、又は免除することができる。この減免規定も番号法で定められております。特定個人情報の開示請求においては、減免規定を適用するため、本条例においても、その旨規定するものでございます。

第19条の次に次の4条を加える。19条の2、（個人情報の利用停止の請求）何人も、自己の個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。第1号として、第4条の規定に違反して収集されたとき又は第6条の規定に違反して利用されているときこれについては、当該個人情報の利用の停止または消去。第2号といたしまして、第6条または第7条の規定に違反して提供されているときこの場合は、当該個人情報の提供の停止。第2項、第10条第2項の規定は、前項の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。第3項、利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。この第19条の2の規定は、利用停止の請求の規定を新たに設けるものであります。特定個人情報を除く個人情報について規定をするものでございます。

第19条の3、（特定個人情報の利用停止の請求）何人も、自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではない。第1号、当該個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条の2、第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定

個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき、この場合は、当該特定個人情報の利用の停止又は消去。第2号といたしまして、番号法第19条の規定に違反して提供されているとき、この場合は、当該特定個人情報の提供の停止。第2項といたしまして、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。この第19条の3の規定は、特定個人情報はより厳格な保護措置が定められているため、利用停止の請求について、前条の個人情報を含まない個人情報とは別に規定をするものでございます。第2項は、代理請求できる者の範囲を定めるものです。第10条第2項の改正と同じ趣旨であります。

第19条の4、(利用停止請求の方法)利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。第1号、氏名及び住所、第2号、利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項、第3号、利用停止請求の趣旨及び理由、第4号、その他実施機関が定める事項。第2項といたしまして、第11条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。この第19条の4につきましても、請求の方法を定める規定でございます。保有個人情報、特定個人情報、共通の規定でございます。

第19条の5、(利用停止請求に対する決定等)実施機関は、前条第1項の利用停止請求が到達した日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。第2項、実施機関は、前項の場合において利用停止する旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る個人情報を利用停止した上、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。第3項、実施機関は、第1項の場合において利用停止しない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。第4項、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を前条第1項の利用停止請求が到達した日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに、延長する理由及び延長する期間を利用停止請求者に通知しなければならない。この第19条の5の規定につきましても、請求に対する決定の手順を定めるものでございます。保有個人情報、特定個人情報、共通の規定でございます。

第21条第1項中、「第6条又は第6条の2」を「第6条、第6条の2又は第6条の3」に改める。第6条の2を第6条の3とし、第6条の2が新たに加えられたため、引用条項を追加するものでございます。

第2条、吉富町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。この第2条は、冒頭申し上げ

ましたとおり、地方公共団体において、平成29年7月から予定されている国の情報提供ネットワークシステムの運用に合わせた一部改正となっております。

新旧対照表8ページもあわせてごらんください。第2条中、第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。第5号情報提供等記録番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。この規定につきましては、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、新たに第5号として情報提供等記録を定義するものでございます。情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムで特定個人情報のやりとりを行った際に記録する、情報照会者、提供者の名称や照会、提供された特定個人情報の項目について記録するものであります。

第6条の2第1項中、「目的を超えて特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。第6条の3を第6条の4とし、第6条の2の次に次の1条を加える。第6条の3、（情報提供等記録の利用の制限）です。実施機関は、情報提供等記録を取り扱う事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。情報提供等記録も特定個人情報として位置づけられているものでございます。情報連携であります。情報連携の記録でございますので、一般の特定個人情報とその性質が異なるため、保護に関する規定も異なる取り扱いをこの条でするものであります。

第19条の3第1項中、「自己の特定個人情報」の次に、「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。情報提供等記録は、システム上自動的に記録されるものでありますので、利用制限等に違反する取り扱いが想定されていないため、利用停止の請求から除外されているのでございます。

第21条第1項中、「第6条の2又は第6条の3」を「第6条の2又は第6条の4」に改める。引用する条項が改正されたため、改めるものでございます。

附則この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。政令で定める日は、地方公共団体における情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月1日が予定をされております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長、総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して、御質疑はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 第1条関係の、第6条の2項の例外規定についてちょっとお尋ねいたします。この中で、人の生命、身体、また財産の保護のために、必要である場合であれば、本人の同意がなくても目的外に利用できるとありますが、この場合、この判断、これは各課の

中である場合もあるでしょうし、連携機関、ほかの課との連携の場合もあると思うんですけど、その判断のプロセスを教えてください。決定に至るまで。例外の、これ難しいと思うんですけど、どういう形で決定するんですか、取り扱い、目的外に利用できるという判断をするところは。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であると認めるときという、本人の同意を得ることが困難であるというときだと思っんですけども、これにつきましては、実施機関はということになっております。実施機関の定義は、本個人情報保護条例の第2条第4号で、実施機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいうということになっております。こういった実施機関で定義された方がやはり決定をするというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まず、今回の条例の改正ですけど、これは法が今回、マイナンバーが始まるために、今まであった保護条例を見直しということだと思っんですね。まずこれで、町独自の部分、先ほどの条例では町独自、町独自言われてましたから、今度は逆に、この条例の改正に関して、町独自の部分があるかどうか。

今同僚議員が聞かれたことも一緒に聞こうと思っんですけど、人の生命、財産の保護のために必要である場合というのは、どういう場合を大体その根拠としているのか。ちょっとその先の、まず前段階、同僚議員は後の話を言っただけで、私はその前に、どういう場合を想定されているのかをちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず1点目です。今回の個人情報保護条例の改正につきましては、番号法の趣旨に沿った改訂でございますので、準則等のおりで改正をしております。

2点目の人の生命、身体、財産の保護のためという、どういう段階かということでございます。これにつきましてはいろんなケースがあるとは思いますが、まさにこの人の生命、身体、財産の保護のため、いろんなケースが考えられると思いますが、そのケース、ケースに応じて検討をしていくということになると思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 当初言いましたように、挙手をして、「議長」と発声してから。当初お願いしておりますから、答弁側もそうです。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 想定はいろいろな場合があると思うんですが、今度は逆にお聞き

します。災害のときとか、大規模災害、大規模というのはどういうものを想定するか、これもまた難しいんですが、災害のときとかはこれを準じて、速やかに行動することができるのかできないのか。というのが、よく言われることが、今本人確認ができないんで、災害のときに誰がどうしたか、特に3・11のときもそうでしたよね。今何か船の事故なんかでも、やはりたまたまそこに消防士さんが乗ってたんで、すぐに本人確認をするプロセスがあったと。そういう形でこれが利用できるのかできないのか、逆にそれがちょっとお聞きしたいんです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この番号制は、まさに社会保障、税と災害について使用できるというふうになっておりますので、災害の際は活用できるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、これ質問じゃないですけど、今お二人の答えに、確認です。今お答えになったのは、例えば町長部局とか教育委員会とか農業委員会とか、そういう複数の方で合議制じゃないんですか。そういうことじゃないのですか。もう1回今の説明をお願いします。誰がどのように判断するのかという質問だったと思うんですが、どのようにするんですかね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げた、町長、教育委員会、選挙管理委員会というものは、あくまでも独立した執行機関でございますので、そのトップが判断するというところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。トップがということですね。トップの裁量でということを確認しました。

まず、マイナンバーにはどういうものがぶら下がってんでしょうか。ちょっとそもそも論で申しわけないんですが、現在は名前と住所、それと生年月日ぐらいでしょうか。将来そこに収入とか医療の情報とか、例えばほかにどんなんがありますかね、経済的な何かいろいろあるかと思うんですが、それちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

マイナンバーにはさまざまな情報がひもづけられているというふうに認識しております。それは特定個人情報というんですけども、特定個人情報とは、マイナンバーがその内容に含まれている情報でございます。ですから、さまざまな情報がひもつけられて、活用されるというふうに認

識しております。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 今私の質問でそれいいんですかね。もうちょっと詳しくお願いします。これ2回目じゃないちゅうことでお願いします。議長、お願いします。もうちょっとわかりやすう言うてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） もちろん住所、氏名、年齢、性別、基本4事項は、これは加わると思います。あと税の情報とかですね、本当さまざまな情報がひもづけられているのではないかな。それは、今のところ、社会保障、税、災害で活用するというふうになってますので、そういった情報がひもづけられているというふうには認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 詳しくは委員会でお尋ねしますんで、わかりやすく説明していただきたいと思います。

まず、この57号は、利用を停止してもらいたい場合の規定だろうと認識しております。それで、この番号を、今課長言われたように、この番号にはさまざまな情報が入れているわけですね。この番号がどっかに記録されれば、もうその番号を見れば、要するにわかるわけですね、全て。それを利用するかどうかちゅうことは、利用されてるかどうかちゅうことは本人はわからないわけですね。わかるためには、今言った、何やったですかね、マイナビ、マイナンバーナビというんですか、それで見られるんだと。それはどういう機関が、ここにちょっと入ってませんけど、どういう機関がそれを利用したのかということが、例えば税務署とか、それとかお医者さんとか、何かそういうのが見たとかいうことがわかるんでしょうか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この番号を利用する人は、国の機関、地方公共団体になっておりますので、民間のお医者さんとかは見ることはできません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も例外規定のところなんですけれども、最後のほうの、本人または第三者の権利、利益を不当に侵害するおそれがあるという文章があるんですが、これちょっと、何か具体的に想定されるようなことがあったら報告をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 本人または第三者の利益を不当に侵害するおそれがあるということはどういうことかという御質問です。それはいろいろあると思うんですけども、個人の名誉、社会的地位、プライバシー、その他利益を害するおそれがあるというふうに解説書等には書いております。いろんなことがあると思うんですが、今申し上げたように、個人の名誉、社会的地位、プライバシー、その他利益を害するおそれがあるというとき、さまざまなケースでそういったときだというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本人という場合はわかるんですけど、それが第三者にも波及するということですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それによって第三者に波及した場合も同じということでございます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、もう3回いってますから、委員会のときをお願いします。山本議員。3回目。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、これちょっと、議員たちが全員ちょっとわからん過ぎるよね。多分職員さんも、答える側もわからんなりに答えよと思うんですね。これ、全協か何かの場で、別に討論じゃなくて結構なんで、質疑というか質問、ちょっと聞かせてもらえる場つくらんと、多分この場で1人3回じゃあ、1条ずつ3回いかせてくれるんならいいですけど、これ1個で3回じゃあちょっと厳しいと思います。そうせんと、このままやったら、採決が納得できんまんま採決になってしまうんで、ちょっとそれだけお願いできんですかね。きょうは採決じゃないんでね、採決までまだ時間ありますから。そうせんと、僕、総務じゃないから。

○議長（若山 征洋君） 委員会のときにじっくり聞きますか。それか、どうですか、執行部のほうに。（「議長、動議。暫時休憩」と呼ぶ者あり）（「賛成」と呼ぶ者あり）

休憩。暫時休憩します。再開は25分にします、11時。

午前11時13分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、休憩前に引き続き開会いたします。

このマイナンバーの件ですけれど、なかなか非常に難しいし、説明するほうも大変ですし、議員さんの方々も勉強はそれぞれしてきておるとは思いますが、なかなか大変だと思います。それで、また委員会もありますから、考案日のときに一番詳しいちゅうと総務課長ですかね、総務課長の

ところに行ききちんと聞いていただくか、専門家の方に聞いていただくかして、議員さんのほうも勉強しておってください。総務課長のほうも自分で知っている限りのことは聞きに来られましたら、答えるように準備をしておいてください。いいですか、お願いします。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。これが、あとは各個人で課長のところにお聞きしに行ってくれということなんで、それはまたさて置いて、我が議会は委員会制をとっておりますので、これは総務委員会ですから総務委員会のほうにある程度我々も一任しないといけないと思います。しかし、議会の議員が条例案件を納得できないまま通すということがあってはいけないことだと思います。

この条例というのは、町の今後をつくるものであります。道しるべであります。それを議会議員が納得できないまま採決、わかってないのに賛成するということは、これはあってはいけないと思います。それで、ちょっと1点聞きたいんですけど、最後に。

情報提供記録という、先ほどから何回も出ています。ネットワークに接続したときに、この記録が残るといふ、そのときに先ほど同僚議員が聞いていたんですが、公共機関の場合しか使えないということ前提かもしれませんが、どこが使ったのかとかいうのが出るんでしょうか。例えば、吉富町として出るのか、それとも吉富町の総務がこういうことのために使ったというふうな形で残るのか。何時何分に何分間使ったとか、そういう記録が残るのか、ちょっとそこだけ1点教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 説明の中でも申し上げましたが、特定個人情報のやり取りを行った際に、情報紹介者、提供者の名称や紹介、提供された個人情報の項目について記録されるというふうに認識しております。

以上です。（「部署、人。情報紹介者、個人ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4．議案第58号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書17ページ、お聞きください。あわせて、資料ナンバー1の新旧対照表11ページもあわせてごらんください。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和33年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「免職」の次に「及び休職」を加える。これにつきましては、休職に関する手続も規定されているため、字句を加えるものであります。

第3条第1項に後段として次のように加える。「この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲以内において、これを更新することができる。」この規定は一度定めた休職期間を3年を超えない範囲で延長することができる旨、規定するものであります。

第3条中「第3項」を「第4項」とし、同条第2項中、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。第3条中、第2項以降を1項ずつ繰り下げ、新たに第2項を定めるものであります。

第2項、前項の場合において、休職の処分を受けた職員が同項の規定による休職の期間が満了した日又は次項の規定による復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一と認められる疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該休職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲以内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲以内において、これを更新することができる。

附則も続けて読み上げます。附則、第1項、（施行期日）この条例は、平成28年4月1日から施行する。2項、（経過措置）この条例による改正後の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行日以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職期間を更新する処分を受けた者に対して適用する。この場合において、施行日前に受けた休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間は、同項の休職期間に通算しないものとする。

本日、お手元にお配りいたしました資料ナンバー2をごらんください。この条例の概要を記載しております。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。1、改正内容、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による、に規定する場合における休職（以下、病気休暇という）の期間の通算にかかわる規定を新設するものであります。

2番、病気休暇期間の通算、1として規定の内容、これは改正条例第3条第2項に規定されています。病気休暇とした職員が復職した場合において、同一と認められる疾病により復職後、1年以内に当該職員を新たに休職とするときは復職前の休職期間と新たに休職期間を引き継いだものとして通算するというものです。

2番目の経過措置、これは改正条例、附則第2項に規定されています。改正前になされた病気休暇の処分または病気休暇の期間を更新する処分による休職期間は通算しない。

(3)で、通算のイメージを示しております。下の図をごらんください。休職期間①、②は同一疾病です。休職処分1から復職後1年以内に休職処分2とするときは、期間Aとあわせて3年を超えない範囲以内で期間Bを定めることとなります。

4番、(4)具体例アといたしまして、2つの休職期間の間に施行日がある場合です。休職処分1、①、②は同一の疾病です。期間Bを定めるにあたり、期間Aの取り扱いは施行日前の休職処分でありますので、経過措置により通算をいたしません。

具体例のイです。処分1、処分2は同一疾病でございます。期間Bを定めるにあたり期間Aの取り扱いは、具体例アと同様に施行日前にされた休職処分でありますので、経過措置により通算をいたしません。

次に具体例ウです。休職処分1、その次の引き続いた更新処分、休職処分には同一疾病であります。アとして期間Cを定めるにあたり、期間Aの取り扱いは施行日前にされた休職処分でありますので、経過措置により通算しません。次、2としまして、期間Bは施行日以後に新たに更新する処分でありますので、経過措置の対象とならないため、期間Cは期間Bとあわせて3年を超えない範囲で決定をされます。

具体例エです。施行日以降の休職処分です。休職処分①、②、③は同一疾病です。アといたしまして期間Bは休職処分①から復職後1年以内に新たに休職処分とするため、期間Aから引き続いたものとして決定されます。次、イといたしまして、③の処分のとき期間Bは既に期間Aから引き続いたものとされているため期間A、期間Bとあわせて3年を超えない範囲以内で期間Cが決定されます。

最後に具体例オです。施行日以後の休職処分の例です。①、③が同一疾病、②はそれと異なる疾病です。アといたしまして、期間Cは休職処分①から復職後、1年以内に同一疾病で新たに休

職処分を受けたため、期間Aから引き続いたものとして決定をされます。(イ)として期間Bは、休職処分には異なる疾病であるため、期間A、期間Cとは通算いたしません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長(若山 征洋君) さっき、課長、17ページの真ん中よりちょっと下、当該復職前のちゅうところ、休職前のち読まんやったかな、読んだろう、たしか俺の聞き間違いじゃないと思うけど、だけ休職ちゅう言葉が2つ続けて出てきた。訂正しちよって。総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 失礼をいたしました。訂正をお願いいたします。

第2項の規定で、当該復職前の休職期間を通算して3年というくだりを、当該休職前の休職期間と申し上げました。「当該復職前の休職期間を通算して」に訂正をお願いいたします。

○議長(若山 征洋君) 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員(7番 是石 利彦君) 3年という数字が飛び交いますが、3年という数字を決めた根拠、それとこれの前は、現在はどのようになっているんでしょうか。この図を利用しながら説明していただきたいと思います。何か不都合があるんですね、それをお願いします。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) まず1点目の3年とした理由でございますが、そもそもこの職員の分限に関する手続及び効果に関する条例で、第3条で3年を超えない範囲以内において休養を要する程度に応じ、個々の場合において任免権者が定められております。この3年を通算するという規定でございますので、そもそもあった3年を通算するというものであります。国の規定も3年というふうになっておりますので、そもそもこの条例をつくった際は国の基準に当てはめているものと思います。

2点目ですが、現在ですが、現在は通算規定がない状況でございますので、復職を認めるイコール病気が完治したということになりまして、再度の休みなった場合は新たな病気休暇、90日、この休職とは別に新たな病気休暇、90日の取得から始めております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) 私も幾つかあります。まず、休職3年を超えた、つまり3年を超えて休職している職員はその後どういうふうなことになるのか、何かが待っているのか。

それと今回通算期間を設けるにあたって、1年という1年以内という、1年ですね、3カ月ではなく1年、半年ではなく1年、この1年の根拠は何なんでしょうか。

それと、第3条の2項のところにあります同一と認められる疾病、これは誰がそういうふうにするのか。まず3点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず3年ですが、3年を限度として休職を認めるというふうになっております。したがって、3年までの休職になります。3年を超えた場合は、地方公務員法第28条第1項第2号の規定によりまして、免職ということになるかと思えます。

続きまして、1年ということですね、根拠ですね。これをつくるにあたりまして近隣の市町、県内の市町村の状況を確認しました。そしたら、やはり1年というほとんどのところが1年でございましたので、近隣の均衡を考え、この条例も1年というふうにいたしております。

同一疾病につきましては、専門医師の判断を参考にしながら決定をするというふうにしたいと思っております。医師の診断書ですね。でしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、3年を超えて休職の場合は免職ということは、今回のこの条例改正は極めて職員の皆さんの労働条件に関する問題であって、職員組合はこれをどういうふうに、職員組合との合意というんですか、それができているのかどうかということが1つと、それから今医師の診断書ということだったんですけども、例えばうつ病とかいうのはうつ病という病気から統合失調症へ移行することって、ケース多いですけども、医師が最初はうつ病と診断して、1年以内にそれが統合失調症に変わった。そういう場合、診断名変わるんですけどね。そういう場合どうなのかということと、あと同一疾病って認められるということを経験するのならばいいんですけど、いいというか、医師が判断するっていうんじゃなくて、医師の診断書によるっておっしゃったから、今言った場合、それから例えば肺がんで1つのところに肺がんがあってこれは切除した。ところが、違うところにまた1年以内に見つかった。こういう場合もありますよね。それから、糖尿病で、糖尿病から例えば白内障だとか、いろんな高血圧とかいろんなことに移行していくと思うんですけど、そういう場合はどうなるんですか。その点についてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず最初の、労働組合との協議はどうなっているかというところでございます。労働組合とは協議を重ねてきました。賛成という者もいれば反対する者のいるというふうに聞いております。労働組合としては、反対者がいる以上は合意というところには到達できない。しかし、近隣の状況を皆が見て、どうしても条例を制定すると、本町においても条例を制定するというものであれば、施行日前の休職は通算しないこと、1点。2点目、休職者を出さない職場環境を構築するこ

との2点が要求をされております。

2点目の、同じ同一の疾病と認められるという判断でございます。議員のおっしゃるとおりさまざまなケースがあると思います。先ほど申し上げたように、診断書が主になってくると思います。糖尿病が発生して悪くなったというのもあると思いますが、そこまでちょっと今の段階でこれはこうだということは明確に申し上げられませんが、やはりそのケースに応じて検討することになるかと思っております。主なものは、やはり医師の診断書、診断書が決めてとなるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明を受けましたが、これは法改正とかに伴うものではない条例の改正だと思うんですが、なぜ今この時期にこの改正案が出てくるのかということがまず1点。

吉富町の場合は、どのような場合にこの手続や処分がされるのか、そういうことを想定されたからこそ出たんだと思うんですが、どういう場合なのでしょう。その2点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 身体の病気と異なりまして心の病気の場合は、復職ができる段階まで回復しているかどうかの判断が難しいため、現在主治医の診断とは別に町ではセカンドオピニオンとして、町が指定する医療機関の医師の職務遂行が可能という診断をもって復職としております。しかし、休職、復職を繰り返す傾向は依然としてなくなっておりません。ただ、今現在はおりません。全員、休職している者はありません。だけど、そういった傾向が依然として残っておるということでございます。

これを考えるにあたり、休職者が気持ちが焦って完治しないうちに復職したり、もう大丈夫だろうと思い込み復職してしまうと、結果的に病状が再発し、せっかく治療し回復傾向にあったにもかかわらず、またマイナスからの出発になり、治療に長期間を要することになりかねません。

また、休職、復職を繰り返すことは本人もまた復職できなかつたと自信を消失し、ダメージが大きくなると思われまます。このように、焦って復職しても再度休職となった場合に、休職期間が通算されることとなれば、じっくり治療をする必要性を認識していただけるものだというふうに考えております。休復職を繰り返さないためにも、じっくり治療する必要があると思っておりますので、通算規定を設けるものでございます。（「なぜ今か」と呼ぶ者あり）

先ほど図で示したとおりでございます。こういった休復職が繰り返された場合が、通算されるというものでございます。

○議長（若山 征洋君） なぜ今なのかというのを。

○総務課長（守口 英伸君） そういったやはり休職、復職を繰り返す傾向がまだ見受けられるという点で、周りの市町村の状況を見ましたらこういった規定があった。なので、本町にも規定を設けたものでございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 今の説明でいきますと、これは体の、先ほど同僚議員が言われたように病気というのが身体的な病気云々ではなくて、心の病か何かというそういうことで休まれていることを想定しているということではよかったですね、今の説明だとそういうふう聞こえたんですけど。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そういうわけではございません。体の病気の場合はわかりやすいんですけども、心の病はわかりにくいところがあるというふうな意味で申し上げました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 先ほど同僚議員の労働組合との、職員組合との協議と言われました。その中で、今現在は通算しないこととか、もう一つ職場環境の改善というふうに言われました。職場環境の改善が必要なほどそれに問題の意識があるんですか。そここのところをお願いします。どこをどのような改善が必要かというのをわかればお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、出さない職場環境の構築を求めますというのは組合側からの要求であります。町といたしましては、EAPサービスですね、そういった復職サービスの業者とも委託をして、そういった方にケアをしてもらったり、この条例も一つの出さない環境の一つであるのではないかなというふうに思っております。そういったことで、町といたしましてはそういった環境に努めておるところでございますが、組合としてはさらにもっとというふうに申し出があつてるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 先ほど近隣のことを言われましたけども、京築地方でこの通算期間ですか、これを設けている自治体というのはどんな状態なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 京築は豊前築上で調べました。豊前市と築上町は同じ規定を設けております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定しました。

日程第5. 議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、職員以外の地方公務員のうち法律による公務上の災害、または通勤による災害による補償の制度が定められていない方、いわゆる議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償の制度を定めるものであります。

この度、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行により、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定する障害共済年金等が厚生年金保険法に規定する障害厚生年金等に統合されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

議案書20ページとあわせて資料ナンバー1、新旧対照表13ページをごらんください。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中、これは新旧対照表15ページの上、一番上ですね、下線を引いている部分でございます。「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中これは下から2番目の

欄です。「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金項中これは16ページの一番下です。

「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中17ページのこれ一番下ですね。「障害共済年金又は」を削る。というものです。冒頭申し上げたとおり、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定する障害共済年金等が厚生年金保険法に規定する障害厚生年金に統合されたことに伴い字句を削除するものであります。

附則、第1項、（施行期日）この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

先ほどの統合する法律が10月1日から施行されておりますので、さかのぼって適用するものであります。第2項、（経過措置）この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

この経過措置につきましては、当分の間、従前の例のとおりとするという経過措置でございます。

第3項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る新条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは、「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附

則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

この適用除外は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定により、国家公務員共済組合の組合期間があるものは、国家公務員共済組合連合会が支給する共済年金と。また、同法附則第65条第1項の規定により地方公務員等共済組合の組合期間があるものは地方公務員等共済組合が支払う共済年金をそれぞれ適用するというものであります経過措置でございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これも議員に関する公務災害補償ということですが、全体的にいろんな補償で保護されているわけですが、この議案によってどうなるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 是石さんの思ったとおりに言ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、議員に関する公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例ですね。これによって、議員にいろいろ恩典があったかと思うんですが、それが解消されていきよるんかどうか、その辺の解説ができれば。

それと今、皆さんに笑われたけど、議員に関することじゃないんですか。それもあわせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

この改正は、先に申し上げた法律によりまして、厚生年金に統合されたことに伴いますものでございます。ただ、それだけでございます。

今、2点目ですが、議員に関係ないかということ、関係ございます。そもそもの条例が職員以外の地方公務員のうち法律による公務上の災害、または通勤による災害に対する補償制度が定められていない方、それがいわゆる議会の議員、その他非常勤の職員でございますので、そういった方に対して条例で手だてをするというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう1回言います。私が笑われたのがおかしかったんですか、それともね。だから、我々にいろんな条件なんか補償がよりよくなったのか、それとも厳しくなったのかと。これを通すのは当然なんだろうけれど、どうなんだろう。有権者、町民が聞いてどうなんだとお手盛りじゃないかというようなことじゃないんですね。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 最初の笑ったということではありますが、何で笑ったかというのは私ちょっとわからないので。答えようがございません。

それと、議員にとってよくなったのか、悪くなったのかということですが、これはあくまで法律に基づいて変えておりますので、一元化されたというところがございますので、よくなった、悪くなったというのはないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案審議に入ります前に、総務課長のほうから議案第56号の審議中での答弁に修正があるそうですので発言の許可をいたします。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 午前中の太田議員の質問で、情報システム上でマイナンバーの入力を間違えた場合、その誤りをチェックする機能はないのかという質問に対しまして、私の回答といたしまして、システム上、ないと認識しておりますと回答いたしました。

しかし、本町の住民情報システムを開発している電算会社に確認したところ、チェック機能が存在するとのことでありました。各自治体の住民基本台帳システムと国の住基ネットワークシステムが連動され、基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別をもとに、真正性が自動的に確認されるシステムになっているということでした。認識不足でまことに申しわけございませんでした。訂正をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） それでは、議案審議に戻ります。

日程第6. 議案第60号 平成27年度吉富町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(若山 征洋君) 日程第6、議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

これから、ページを追って審議に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ、3ページ。歳出、4ページ、5ページ。6ページ、第2表、債務負担行為補正。山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 第2表、債務負担行為補正について、この事業の詳細説明をお願いします。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 役場庁舎外公共施設警備委託料として、平成27年度から平成32年度までの期間で、限度額6,983万8,000円の債務負担行為を設定するものであります。本年度末の平成28年3月31日をもって、現在の委託契約が満了しますので、本年度中に来年度以降の委託業者を決定し、5年間の委託契約を締結するものであります。一般会計に属する12施設分について予算計上するものであります。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) これ、たしか前回までは3年の契約だったと思うんですが、これを5年にする理由と、単年度の契約ではどうなのか、それ見積もりをとったのかとか、その辺についてお答えください。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 議員おっしゃるとおり、前は3年でございました。だけど、警備保障という業務の性質上、3年でなくて5年でもいいのではないかと判断しました。で、5年にいたしております。

それと、毎年度の契約となると、毎年度、警備保障の機械を入れかえるということにもなりますので、やはり長期の契約が望ましいというふうに判断して長期契約にしております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 7ページ、第3表、地方債補正。山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 第3表、地方債補正。形式的なことだと思うんですが、ちょっとこちらについて説明をお願いします。

○議長(若山 征洋君) 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

第3表、地方債補正の変更でございます。これは、臨時財政対策債の交付限度額が確定したことに伴う補正でございます。当初予算では、1億1,000万円を計上しておりましたが、算定の結果、交付限度額が1億2,602万円となったものでございます。この財政状況の厳しい折ではございますので、この限度額のいっばいを借り入れる予定としているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、8ページ、事項別明細書、総括、歳入。9ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、10ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入、9款地方交付税、1節の普通交付税、9669です。ちょっとこちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

9款地方交付税の1項1目1節の普通交付税でございますが、今回、本予算の歳入の不足分を一般財源として、この分を計上させていただいております。金額は966万9,000円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13款国庫支出金で、2目衛生費負担金、未熟児養育医療負担金、2分の1ですね。これ、県負担とあわせて4分の3になるんかと思うんですが、これ、内容と対象人数とかがわかったら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、あわせてから4分の3になります。対象人数ですが、今のところ想定される人数でございますが、6件ほど想定しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく国庫支出金の中の、下の国庫補助金で、地域子ども子育て支援事業費補助金というのと、もう一つ、幼稚園就園奨励費補助金というのがあります。この上の分については増額の説明と、下の1,000円の減額、ちょっとこれが意味がわからなかったんで、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

補助金の内容でございますが、放課後児童健全育成事業分の中の障害児受け入れ推進事業、この分が3分の1の補助がありまして、それが29万471円、もう一つが、一時預かり事業でございます。その分が3分の1でございまして、119万5,200円。もう一個が延長保育事業、保育園の延長時間分でございますが、それが71万9,333円。そして、最後に、病児・病後児保育事業でございます。この分が67万6,337円ということで、これも、いずれも3分の1の補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

幼稚園の就園奨励金に係る国庫補助の関係なんですが、補助率が、大体3分の1を基本としまして予算の範囲内で交付されております。それで、当初予算では、補助対象経費が19万9,200円に対しまして6万6,000円を計上しておりましたが、今年度は、1名の27万2,000円の事業に対しまして6万5,000円の内定が、平成27年の9月14日に通知がございましたので、その分の差し引きで1,000円をマイナスをしております。

関連で、歳出の20ページのほうで、また、歳出のほうではプラスをしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14款県支出金、県補助金、民生費補助金です。この2節の児童福祉費補助金で保育対策促進事業費補助金の減額232万2,000円、こちらの減額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

減額の説明でございますが、これ、一部国庫への財源変更と補助金名称の変更に伴う減額でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく県補助金の中の放課後児童健全育成事業費補助金、こちらの分について、これ、県からなんですが、県補助だけなんですか。国からの補助というのはないんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この分、県費のみでございまして、障害児受け入れ推進事業ということ3分の1の補助でございまして、29万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 13ページ、歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出、14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務管理費、一般管理費で、区振興事業補助金というのがありますが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 区振興事業補助金、放送施設料2万7,000円です。2地区の放送施設の改修に対する補助金です。

まず、喜連島地区が設置している放送施設の屋外用放送設備の配線が断線したため改修をするものです。改修費1万6,200円の補助率2分の1、8,100円を補助するものであります。

2つ目は、土屋区が設置している放送施設です。土屋公民館内に設置された、4つ並んだ屋外スピーカーの一つが落下したため、9月議会でその改修費6万4,800円に対する2分の1の補助金3万2,400円の補正予算を御議決いただきましたが、改修工事を施工するに当たり、4つのうちの他の3つのスピーカーの固定金具にも腐食が見受けられましたので、追加工事として交換したいという申し出がございましたので、追加費用3万7,800円に対する2分の1、1万8,900円を補助したいというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、区振興事業補助金が2地区、1地区は新規、1地区は、先日の補正3号のときのちょっと追加の、実際は追加ではないんですけど、追加みたいな形でやるというふうなことなんですが、これ時々、区振興事業補助金っていうのは補正予算で上がってくるんですが、これ、たしか当初予算には予算はないと思うんですけど、事前にある程度、すぐに対応できるような予算づけとか、そういうものはできないんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 事務を遂行する上で、そういった予算があるとやりやすいと思います。来年度の当初予算の際には検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく総務管理費で交通安全対策費、築上東部乗合タクシー車両購入費負担金というのがありますが、こちらの詳細説明と、こちらについての国、県補助とか、そういうものがあるのか。ちょっとその辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 築上東部乗合タクシー車両購入費負担金129万9,000円でございます。さきの9月議会で、築上東部乗合タクシー運行事業の債務負担行為の御議決をいただいたところですが、この12月議会で車両購入費の補正をお願いするというものでございます。運行開始から12年が経過した車両を更新するため、購入予定額433万円に対して、吉富町の負担割合である3割、129万9,000円の予算をお願いするものであります。これに対する国等の補助金はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 民生費のところ、社会福祉総務費で委託料、乳幼児・子ども医療請求支払いシステム導入業務委託料っていうのがありますが、こちらについてちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

皆様方、御存じのとおり、大分県中津市の分、乳幼児並びに子ども医療の支給に関する事務を九州東芝エンジニアリングに委託しております。これ、大分県のシステムも一緒に利用させてつくっておるんですが、7月3日に向こうのほうから通知がございまして、来年度、28年度から、この事業は大分県自体がそのシステムがなくなりますよということで連絡がありました。過去、この制度ができた大変皆さんに好評でありますので、直ちに代替手段はないのかということ、いろいろ検討をしたところございまして、うちだけの問題ではありません、豊前、上毛、築上と、担当課の職員と今後をどうするかということで協議いたしました。その後、大分県の国保連合会にこのシステムをつくってもらおうではないかということで、いろいろ交渉したら、大分県の国保連合会でシステムをつくりますよ、その分の費用は各市町で負担してくださいよということで、吉富町の分が200万7,000円、この委託料でそのシステムを構築する次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと聞けば、これは、ということは、中津とかに医療、行く

子供たちの、昔みたいにお金を一回払って、こっちで戻って、また精算するとかじゃなくて、ただでできるようになったというシステムだったと思うんですが、今の説明だと豊前とか上毛町とかも一緒に使うというような説明だったと思うんですね。それを大分県のほうに頼んだらしてくれると。費用負担が吉富町はこれぐらいって。この割合はどんなもんなんですか。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

大分県の国保連合会がこのシステムを構築、導入する費用でございます。トータル的に663万1,000円ほどかかるようございまして、今まで中津の乳幼児医療、子ども医療の使用頻度に応じた割合でこの金額を算定しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 老人福祉費のところの医療費の在宅ねたきり老人等介護手当、これ、何人分でしょうか。それと、今、トータルで対象となってる方、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

直近の人数でございますが、21名でございます。今後、3名ほどふえる予定でございますので、その分を手当させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 戻りますが、今、13節委託料の件です。以前に吉富町等の費用でつくっておりました。あれが使えなくなったというような説明でしたが、大分県がなくした、その辺の説明をお願いします。今まで使った経費が無駄になるわけですが、どのようになるのでしょうか。大分県からそういう説明、あったのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

大分県のほうも九州東芝エンジニアリングと契約しておりました。その分で大分県のほうのシステムも、大分県の国保連合会に委託します関係上、私ども、それだけで残ることはちょっと不可能でございますので、大分県に右に倣えということで、大分県の国保連合会にかわるわけでございます。（「そんなこと聞いてない」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 今まで投資したお金は無駄になるのですか。

○議長（若山 征洋君） 挙手をして。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これ、2番目じゃないですよ。最初のなんですよ。

投資したお金は無駄になるんじゃないでしょうか。その辺のお話は大分県とはできとるんでしょうか。それで、前はどんだけかかったかちゅうこともわかれば。今、わからんなら後でもいいんですが。そういうのはどうなるんでしょうか。投資しとるんです。貴重な税金をかけて。

さらに、今、うちの算定が200万7,000円ですか。その、先ほど同僚議員が言われた、ほかの地区との割合は聞いたと思うんですが、それもない。それを、じゃ、今、できんのなら委員会で示していただきたいと思いますが。最初に私が言ったやつをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

大分県自体がそのシステムがなくなるということで、確かに、先行投資した分は、議員さんのおっしゃるとおりになります。

そして、負担額でございますが、現在、九州東芝の利用頻度でございますが、豊前市、吉富町、上毛町、築上町の順番で利用させていただいております。この算定の内容でございますが、先ほど申し上げた金額663万1,000円に対しまして、均等割を50%で、各市町が82万9,000円ずつ負担。そして、利用人数、これで算定しております。豊前市が125万3,000円、築上町10万8,000円、上毛町77万9,000円、吉富町111万8,000円ということで、豊前市と吉富町がほとんど利用しているような状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの介護手当のところなんですけども、新しく3名分ってことなんですけど、この方たちは、現在、施設に入っていらっしゃる方が自宅に戻られるために発生するんでしょうか。それとも、介護度がふえてこういうことになってるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほど述べた、現在の21名という数字でございます。この数字でいくと、もう予算がぎりぎりいっぱいとなっておりますので、大体各年度、今からどのくらいふえるか、何人ふえるかというのは推計で出した次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 16ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 13節委託料の介護予防・日常生活支援総合事業委託料の減額の

説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

47万5,000円の減額の内容でございますが、先般12月当初に、各戸に、各世帯に吉富町医療介護支援マップというのをお配りしたと思います。その入札による執行残を減額しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の扶助費の重度障害者医療費の、こちらの増額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

11月までの医療費の実績から勘案して、170万8,000円の医療費が発生いたしますので、その分を計上させていただいております。少ない月で百数万程度、多い月で170万というふうに、月によって変動いたします。今からインフルエンザ等も流行してくると思いますので、そのときの医療費が不足しない程度を補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の児童福祉費の中で、賃金、臨時職員等賃金というのがあります。ちょっと一緒に行きます。報償費の竣工記念品代というものと、その下の需用費の修繕料というのがあります。ちょっとこちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） まず、賃金の91万7,000円の増額の内容でございます。

これ、放課後児童支援員補助員の賃金でございまして、障害児の加算がございまして関係上、この金額を計上させていただいております。

次に、竣工式の記念品代4万円でございますが、現在、建築中の放課後児童クラブ室棟の工事の竣工式に伴う施工業者等への記念品でございます。

そして、修繕料でございますが、子育て支援センターの裏、老人福祉センター側の扉がもう老朽化して、今、ガムテープで巻いて使用している状態でございます。その分と、フェンスの修繕料を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところの臨時職員等賃金で障害児加算ということなんですけれども、今、学童クラブに障害を持ったお子さん、何人いらっしゃるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この障害児と申しますのは、身体障害者手帳とか、そういう手帳はお持ちでない生徒でございまして、今、多動児とかそういうお子さんの対応するために指導員の加配をするための費用でございまして。

人数的には5人程度はおると思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと、その下の委託料の警備保障委託料というのが、今、上がってきてる。何でこの時期に上がるのか、ちょっとわからなかったんで、ちょっとこの説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

おかげさまをもちまして、放課後児童クラブ室棟の建設のほうは順調に進んでおります。2月末の工期でございますので、3月には町のほうに引き渡しとなります。その1カ月分、警備保障を入れなければなりませんので、その1カ月分を入れております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） その上、もう一度戻るようですが、修繕料、今、子育て支援センターと老人センターとの間の扉って言いましたが、生け垣があった間を通れるような、そのことですか。それをどのようにするんでしょうか。それと、植栽も何か変えるんでしょうか。そのところをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私の申しました開き戸ちゅうのが、一番奥の建物に付随したところが1カ所ございます。今あるところは、まだ新しい扉でございますので、それはそのままございまして、一番奥に、開閉式の蛇腹みたいなのがありまして、それがもう老朽化しております。

そして、その横にも、この前の台風で気がつかなかったんですが、テラスの屋根が飛んでおりましたので、それもあわせて修繕をいたします。

以上でございます。（「言わんやった、それ、言わんやった」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 17ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 児童措置費の19節負担金補助及び交付金で、特別保育事業補助金、ちょっとこちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

これ、延長保育事業の補助金でございまして、財源として国費が3分の1、県費が3分の1ございまして、この分、51万6,000円と、あと、一時預かり保育、認定こども園の分でございます。主に中津市の施設でございまして、これも国費が3分の1、県費3分の1でございまして、この分が58万5,600円、合わせて110万2,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 6目の幼保一体化施設こどもの森費、こちらで、7節の賃金、臨時職員等賃金と、需用費、給食材料費というのが上がってます。あと、備品購入費、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

こどもの森、吉富保育園でございまして、正規職員が8名、うち育休されてる先生が3名ございます。そして、常勤職員が7名、代替職員13名で今のところ、運営しておりますが、保育所は、御存じのとおり、月々で園児が変動いたします。その分で、今の予算ではちょっと賄えないということで172万8,000円の補正をさせていただいております。

11節の需用費、給食材料費でございまして、給食材料費は、国が示した大体の目安というのが、3歳未満が8,118円、3歳以上が4,785円でございます。当初、109名分の給食材料費を計上しておりましたが、今のところ、園児が118名いらっしゃいますので、この分の不足が生じる必要がございますので、56万5,000円の補正をお願いしております。

あと、備品購入費でございまして、アルミ製のブックスタンドということで、保育園の廊下にスタンドがあつて、そこに家から持ってきたタオルとか、カバンとかかけてるのがあります。それが、もう保育園ができた当時からある分がございまして、その買いかえということで、3台分の買いかえで11万4,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 農林水産業費の農業振興費、印刷製本費とありますが、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

本町が農業振興対策としまして推進しております振興作物助成、それから、パイプハウスの助成による就農促進をさらに広く周知するために、県の農業振興対策事業費補助金を活用しましてチラシを作成し、京築、中津エリアに新聞折り込みとして周知するための印刷製本費でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） パイプハウスとかいうやつ、ビニールハウスっていうんかね、あんなやつの補助金だと思うんです。これ、今、町ではどれぐらい、何軒ぐらい、これ、やられてる方がいらっしゃるの。これ、対象になられる方がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） パイプハウスにつきましては、事業実施後、まだ、現在のところ利用された方はございません。

振興作物につきましては、認定農業者、それから担い手等が、主にブロッコリー、スイートコーン等の作付にこの事業を活用しております。現在のところ7名程度がこの振興作物の補助金を受けておる状況であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の水産業費の漁港施設工事費、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

漁港施設工事費につきましては、平成6年度に、吉富漁港西側にあります船揚げ場、そこに設置しております高圧洗浄機がもう経年劣化で、一部破損等で使用できなくなったと。それを更新するために、今回、補正計上をするものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、施設の洗浄機ちゅうんかね、それを買いかえるための負担金というか、買う費用だと思うんですが、その洗浄機というのは利用者が利用した場合、利用者負担ちゅうんかね、そういうのは取るんでしょうか。それはどこに入るんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

利用料につきましては、受益者負担として徴収しております。漁業組合のほうに管理をお願いしています。その利用料については、次の更新の費用としてプールするために漁業組合が管理をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、課長のお話聞いて、ちょっと今、次の機械の更新のために利用料は管理者である漁協が管理しておると聞きました。今度、新しく更新するのに漁協からどのような負担金が発生したんでしょうか。その辺、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回の更新につきましては、総額のうち1割は漁協が負担するというので今回、予定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ、20ページ。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、19ページ、あります。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 土木費の5項住宅費、1目住宅管理費の中で、需用費で修繕料250万円と上がっております。この増額の説明と財源の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この分、公営住宅の修繕料でございます、財源は一般財源でございます。

以上でございます。（「住宅ってどこ。どこの住宅でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼いたしました。住宅でございますが、幸子団地、平原、間尾、その他となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 財源は、共益費とか、これ、全部そこから出るんやろか。その辺教えて。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

共益費をいただいておりますのは、今のところ、幸子団地だけでございまして、大体金額から推計すると、浄化槽の電気代とか街灯の電気代に充ててございまして、この修繕代は一般財源ということ

でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の件です。大体は住宅入居費ちゅうんですか、それ、正しい言葉わからんけど、家賃か、家賃は修繕費とかに充てるというふう聞いております。ですよね。ですから、どこにも書いてない250万円ちゅうのは、この中に、今、言う、それぞれの家賃がプールされたやつが使われとると考えてよろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

一般財源の中には、そうやった家賃使用料等が含まれておりますので、お金の色はついておりませんが、回りまわって家賃の中から歳出されとると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。今、同じとこね。修繕料で、先ほど、要は町営住宅全部の分ということで上がってるということやったんだけど、特別何か理由があるとかいうわけではないんかなど。全部の場所で何かこういうのするとか、1団地当たりで50万円の5戸なんか、それとも、ここは100で、ここは10とか何か、そんな何か概算があって出しているのか。それとも何か、ただ、5つ分、250万円って、ぽんと出てきたんか。ちょっとその説明がよくわからない。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 説明不足で申しわけございません。この住宅は想定してるのが、別府住宅の仮住居に充てる住宅を今、ストックしておりまして、その住宅が住めるような状態になるまでの修繕代でございます。

幸子団地もあいた場合は、建設当時からもう20年たちますので内装のクロスの張りかえとか、通常、民間住宅と同じような、そういう、リフォームちゅうか、簡単なリフォームを行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 住宅建設費で報償費、竣工記念品代と、その下の使用料及び賃借料で竣工式用品借上料というのがありますが、この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

御存じのとおり、山王団地が今年度いっぱいまで完成をいたします。それに伴う竣工式でございまして、10万円の竣工式記念品代は施工関係業者の記念品代でございます。

そして、次の竣工式の用品の借り上げでございます。児童クラブのほうは部屋がありますから、その中でそういう式典ができますが、住宅の場合は野外になりますので、そのときのテント、赤白幕等の、そういう用品の借り上げ料でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 9款消防費で、消防団員退職報償金とありますが、こちらは何名なのでしょう。それと、交代要員などは大丈夫なのでしょう。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

消防団員退職報償金26万4,000円です。第3分団の団員が1名退職したため、消防団員等公務災害補償共済基金から退職報償金が支給されます。町の歳入で受け入れて、歳出でその全額を支出するための予算でございます。

この退職に伴いまして、1名は第3分団に補充されております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、21ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

次に、22ページ、地方債の現在高に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらについて、今回、臨時財政対策債についての変更だと思っておりますが、それに伴って当年度の当該年度中の元金償還見込み額、こちらについての変更がないんですが、これは変更がなくてよろしいのでしょうか。これが健全なんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

22ページの調書なんですが、一番下のところの合計のところなんですが、今回、臨時財政対策債を増額補正した関係で、3のその他の合計の金額、それに伴う（3）の臨時財政対策債のところの当該年度中償還見込額と、その一番右側になります当該年度末現在高見込額、ここに変更があつておるわけでございます。

年度途中の元金等の償還見込み等につきましては、変更は、借り入れの時期によりますからありません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第61号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。歳出3ページ。

次に、4ページ事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、この時期に繰り入れる、これらのちょっと説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 最初の分は、保険税の軽減分でございます。

次の繰入金は、保険者支援分としての繰り入れとなっております。

以上でございます。（「全然、説明、読んだだけやないか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼いたしました。

この分、繰入金の確定による、両方とも確定による補正でございます。失礼しました。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出7ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 療養諸費のところと高額療養費のところ、退職被保険者等療養給付費と高額療養費が減額になってますけれども、これは、医療費がかからなかったということなんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 一般被保険者の療養給付費2,500万円の分から御説明申し上げます。

失礼しました。退職の方でございます。退職医療の段階的な廃止による医療費の減ということで、一般被保険者分は増で、退職分は減という現象が生じております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、いいんですか、それで。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○議長（若山 征洋君） 8ページ。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

**日程第8. 議案第62号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第62号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ。次に、歳出7ページ。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第63号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

2ページ、第1表、債務負担行為。

3ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第64号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

債務負担行為に関する調書、2ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

**日程第11. 議案第65号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築
広域市町村圏事務組合同規約の変更について**

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第65号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、御説明申し上げます。

議案第65号は、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合同規約の変更についてであります。

提案理由について御説明いたします。

京築広域市町村圏事務組合で処理している豊築休日急患センターに関する事務等を平成28年4月1日から廃止することに伴い、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し、京築広域市町村圏事務組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この豊築休日急患センターを広域圏の事務から廃止することになった経緯でございますが、福岡県医療再生計画の実施に伴いまして、平成26年度から豊築メディカルセンターと同じ施設内に休日急患センターを移設したのを機会に、医療関係としての開設者を豊前築上医師会に変更し、運営業務を移管し、経理事務等も医師会に委託料を払う形で運営をしております。こうした事情から、休日急患センターを広域圏事務組合が広域事業として継続するよりも医師会へ完全移管をさせる形のほうが合理的であることから、平成27年度をもって広域圏事務組合での共同事務としては廃止をするものでございます。

それでは、お手元に配付しております資料ナンバー1の最後の18ページの新旧対照表を御参照ください。傍線の箇所が今回の改正箇所でございます。

第3条、共同で処理する事務でございます。現行の1号、京築広域市町村圏計画の策定。2号、京築広域市町村圏計画に基づく事業の実態の連絡調整。それから、4号、ごみ共同処理施設に関する事務。当組合立の施設に限る。5号、伝染病隔離病舎（組合立）の事務。6号、養護老人ホーム（組合立）の事務。この事務につきましては、現在、既に共同処理はされておられませんので、今回、削除いたします。

次に、3号、消防に関する事務、7号、休日急患センター等に関する事務、これにつきまして、改正案では、第3条、「組合は、次表右欄に掲げる市町に係る左欄の事務を共同処理する。」とありまして、共同処理する事務で、1号、消防に関する事務（ただし、消防団に関する事務並びに水利施設の設置維持及び管理に関する事務を除く。）で、右欄の対象となる市町を表示しております。同じく、2号、行橋京都メディカルセンターに関する事務で、右欄に対象となる市町を表示しております。

それから、第11条、第3項中「第3号から第7号までに掲げる」を、「の表に定める」に改めます。

続きまして、附則ですが、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 6 6 号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

○議長（若山 征洋君） 日程第 1 2、議案第 6 6 号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） それでは、御説明申し上げます。

議案第 6 6 号は、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産の処分についてであります。

提案理由について御説明いたします。

先ほどの議案と同様、京築広域市町村圏事務組合で処理している豊築休日急患センターに関する事務を平成 2 8 年 4 月 1 日から廃止することに伴い、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更することとなり、その財産処分について定めるため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、3 0 ページをお願いいたします。

財産処分に関する協議書、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

京築広域市町村圏事務組合が所有する豊築休日急患センター特別会計財政調整基金及び平成 2 7 年度豊築休日急患センター特別会計で生じた剰余金については、平成 7 年度から平成 2 7 年度までの「豊築休日急患センター特別会計」分担金の出資割合（均等割、これは 3 0 %です、及び人口割、これは 7 0 %です）に応じて、豊前市、吉富町、上毛町及び築上町に帰属させる。

ただし、均等割については、上毛町及び築上町は合併前の旧町村における分担金の割合で算定

する。

以上、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 負担割合からいって財産処分した場合に、吉富町のほうに大体幾らぐらいの金額が帰属するのでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたが、豊築休日急患センター特別会計の財政調整基金、この基金につきまして、まだ、27年度は運営をしておりますので基金の残高等も確定をしておりますし、及び平成27年度豊築休日急患センター特別会計も、まさに今、会計の処理中でございますので、年度途中でございますので、まだ締まってはございません。これが27年度の決算が確定した後の分配となるかと思っておりますので、まだ、正確な数字はつかんでないという状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時25分散会
